

巡視船艇整備事業 評価書

新規事業採択時評価

平成27年度					
事業名(箇所名)	小型巡視船(PS型)3隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	上園 政裕		
事業内容	小型巡視船(PS型)3隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	平成27年度	完了	平成29年度	
総事業費(億円)	約6.8億円				
運用開始年度	平成29年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業					
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
(1)必要性・緊急性	<p>小型巡視船(PS型)整備の必要性 我が国周辺海域では、外国漁船による活動が活発化しており、これらの外国漁船による不審事象、不法行為等から我が国の主権を堅守し、海洋権益を確保するため、外国漁船等への対応体制を強化する必要がある。</p> <p>小型巡視船(PS型)整備の緊急性 我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の確保が困難となり、我が国の主権が大きく侵害されるおそれがある。</p>				
(2)事業の効果	<p>本事業で小型巡視船(PS型)を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>優れた運動性能を得ることが出来る。</p> <p>昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。</p> <p>厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力を得ることが出来る。</p> <p>付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。</p>				
(3)主たる効果の抽出	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。				
事業の総合評価	事業内容及び評価結果が適当であると判断。				

【小型巡視船(PS型)】

